住民自治リフレッシュプロジェクト ロードマップ2025（進捗状況及びスケジュール）

凡例：2024において一定の方向性を出したもの・事業化したもの ／ 2025において一定の方向性を出したもの・事業化したもの ／ 検討の結果、今後も検討・新たな取組・取組ｽｹｼﾞｭｰﾙの変更など

令和8年3月18日 都市内分権審議会 資料 2

離陸期 ／ 加速期 ／ 着陸期

見直し項目		現状	見直しの方向性	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	ゴールイメージ
1 住民と行政との役割分担	①公民館・交流センター・老人福祉センターの指定管理者制度	・全市一律の制度適用はせず、地区の希望を尊重 ・運営体制の整わない地区は、直営化を基本に協議 ・今後、全庁的な指定管理者制度の見直しに沿って公民館・交流センターについても検討		方針見直し	方針決定・新方針による公民館等の管理運営（市直営等）			●住民と行政との適切な役割分担 ・専門性の高い業務は行政等が担い、住民が得意とする分野を活かすことで、協働のバランスがとれた状態
	②地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務	・地域福祉ワーカーが兼務する生活支援コーディネーター業務は、兼務を解き、国が推進するスキームを踏まえ、地域包括支援センターへ市が委託 ・地域福祉ワーカーの雇用は、住自協が行い、市の財政支援は、現状と同等に継続すべき ・地域福祉ワーカーは、現在の地域福祉の役割を引き続き担い、生活支援コーディネーターと連携して地域福祉を推進		WG終了 WGでの検討・方針決定（業務・雇用のあり方）	新方針による業務・雇用の移行準備			
	③地区活動支援担当の業務	・地区活動支援担当の支援のあり方にばらつき	・地区活動支援担当の業務を見える化（マニュアル等の作成）	庁内での検討・方針決定・マニュアル策定		内容を随時更新		
2 依頼事務	④委員等推薦に関する事務	・民生児童委員の推薦は、現行通りとし、現行制度の改正に向け国への要望を継続 ・人権教育推進員の推薦依頼は令和7年度から廃止し、市が研修講師の派遣等を実施 ・スポーツ推進委員の推薦依頼は令和6年度から廃止し、推進委協議会理事へ推薦依頼	・その他の委員等推薦についても庁内で順次検討	WG終了 WGでの検討・方針決定・随時適用	その他の委員等推薦についても庁内で順次検討			●住民自治活動の量と質の適正化 ・委員の推薦は、市の公募など選任手段の工夫や必要最低限の選任数とするなど、地域住民に無理のない状態 ・募金は、集約方法が効率化されるとともに、地域が主体的に福祉活動を行える包括的な補助制度がある状態 ・住民が真に必要とする活動がスリム化・効率化され、適正な一括交付金がある状態
	⑤募金に関する事務	・日赤活動資金と共同募金の取りまとめは、必須事務から除外し、募金の実施方法等を募金委員会で議論		WG終了 WGでの検討・方針決定（募金、地域福祉に関する補助制度のあり方）	募金委員会等での検討・順次募金方法等変更			
	⑥地域福祉支援のあり方	・共同募金を財源に市社協が実施している「福祉のまちづくりを進めるための実践事業」について、令和7年度から大幅に簡素化した事務処理により運用する中で、将来的には当該助成制度を「福祉一括交付金化」することの是非を検討する。			福祉助成制度の簡素化実施とその検証 今後の助成方法等検討			
	⑦配布・回覧・周知に関する事務	・広報誌は、たくさん配る中の一つにすぎず、毎月様々な団体から依頼があり、広報誌以外の配布物が増えている ・突発的な行事告知などイレギュラーな配布物が負担 ・行事等同じような案内を様々な団体でしている	負担軽減のための施策（市としての統一的な対応・ルール化等）を協議・検討	庁内での検討・配布物の種類・内容調査	⑪WGにより検討 WG	⑦を⑧WGでの検討		
	⑧依頼事務のあり方（市と住民自治組織の協働）	・必須・選択事務、個別に依頼する事務、その他の依頼事務のあり方を地域の特性を踏まえて総合的に見直し ・防災や福祉など複雑化する課題	・市の依頼事務は極限まで削減 ・地区の防災・福祉の市の基本的な考え方（住民に何をしてもらうのか）を地区へ示し、協働を推進	庁内での検討（事務の抜本的見直し）・協議				
				市長方針説明（毎年度当初）				
3 住民自治活動の量と質	⑨地区ドックの実施	・令和6年度に実施し、全地区が他地区の状況を共有 ・今後、地区ドックフォローアップ事業により住民自治協議会が自主的に行う組織・活動・財政運営の見直しを後押し	・地区ドック結果を踏まえ ①財政支援のあり方 ②人的支援のあり方等を検討	調査内容検討 地区ドックの実施 改善案の反映	地区ドックフォローアップ事業 地区ドックの結果に基づき、財政支援、人的支援のあり方等を検討			
4 担い手の確保	⑩地域の安心・安全な生活に関する担い手不足を補完する市の支援体制	・定年延長消防職員を「地域支援職員」として、中山間地域の土木職員不在の支所へ配置し、モデル事業を検証（R6：芋井・小田切へ1名ずつ） ・令和7年度は浅川地区に配置		庁内での検討・モデル事業実施（人的支援を含む市の支援体制等）	モデル事業の検証及び支援体制の検討	モデル事業の検証結果を活かした支援体制の決定		●担い手の確保 ・中山間地域等では、住民が安心・安全に暮らし続けられるための地域活動を担う人材が確保された状態 ・住民自治組織の活動が転入者を含め市民に広く周知され、女性、若者等多様な人材が参画しやすい状態
	⑪住民自治協議会に関する市民への周知	・住民の関心を引き寄せるため、住民目線による漫画キャラクターを起用したPR事業を住民自治協議会と協働で企画・展開、広報ながのに掲載 ・マンション等の入居者・転入者向けチラシ活用による自治会加入促進 ・今後も更なる周知を検討し展開		WGでの検討・方針決定（住民自治活動PR支援）	住民自治活動PR事業の実施 WG 新役員向けテキストをWGにより検討・作成			
				マンション等の入居者・転入者に対する区や自治会の加入促進				
5 労務管理	⑫労務管理	・市が社労士へ依頼し、労務管理相談窓口を開設し、負担軽減を図る。 令和6年度は4回実施（13件の労務管理相談） 令和7年度は4回実施予定（12件の労務管理相談予定）		労務管理相談窓口の開設				●住民自治協議会が労務管理について気軽に相談できる場がある状態
6 中山間地域のあり方	⑬行政サービス・地域活動の支援のあり方	・令和7年度から中山間地域7地区（七二会、信更、鬼無里、戸隠、大岡、信州新町、中条）に、モデル的に集落支援員を市職員（一部例外地区あり）として支所に配置し、①集落点検や草刈り等エリアマップの作成などの市共通ミッションと②地区独自ミッションに取り組む		研究会での検討（人的支援を含む市の支援体制等）	モデル事業の実施と検証・支援体制の検討（集落支援員）	モデル事業の検証結果を活かした支援体制の決定		●中山間地域で、住民が安心・安全に暮らし続けられる状態

推進体制の決定・WG準備